

個人情報保護委員会（第78回）議事概要

- 1 日時：平成30年11月1日（木）14：30～15：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、
手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員
福浦事務局次長、的井総務課長、佐脇参事官、山崎参事官、
松本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：厚生労働省（公的年金業務等に関する事務）の全項目評価書の概要説明について

個人情報保護委員会議事運営規程第8条第1項の規定に基づき、厚生労働省及び日本年金機構（以下「機構」という。）の職員が会議に出席した。

厚生労働省及び機構から、公的年金業務等に関する事務についての全項目評価書の概要等について説明があった。

丹野委員から「未許諾の再委託が行われなかったための事前防止策や、委託先の適切な監督方法について説明していただきたい」旨の発言があった。

これに対し機構から「入札前の運用仕様書に係る審査の強化、履行開始前検査の実施、履行中検査に係る検査項目及び時期の見直し等を行っている。また、履行中検査において履行能力がないと判断した場合には、契約を解除できること等を規定する等、監督をしっかりと行う仕組みを設けた」旨の説明があった。

大滝委員から「機構が行う外部委託の管理における組織的な取組や、それに対する厚生労働省の確認及び指導の具体的な方法について説明していただきたい」旨の発言があった。

これに対し機構から「委託内容の複雑さや重要度に応じて、事業全体を一括管理するとともに、組織横断的に事業を進める体制を確立するため、調達企画部を新設する等の見直しを行っている。また、新たな委託管理ルールについての事業担当部署への説明会等を行い、ルールの定着・運用管理の強化を図るとともに、機構職員の意識改革を徹底していく」旨の説明があった。

また、厚生労働省から「年金局から職員を1名、毎日機構に派遣して業務モニタリングを行っている。重要な案件や特に業務品質を確保する必要がある案件について、事業計画等が常勤役員会に付議される都度、厚生労働省でも把握・確認を行うこととしている。また、厚生労働省で調達する外部専門家の知見も借りて、機構が実施する委託業者に対する監査に関与していく」旨の説明があった。

嶋田委員から「年金個人情報等専用共有フォルダのアクセス権限管理や

操作記録の確認の方法、及び検疫PCの運用を開始した時期について、それぞれ説明していただきたい」旨の発言があった。

これに対し機構から「年金個人情報等専用共有フォルダについては、インターネット環境と分離しており、その専用共有フォルダ内に、事務センターに共有が必要な特定個人情報を格納することとし、その格納場所には、必要最小限のアクセス権限を適切に付与する。印刷・削除等の操作記録については管理簿に記録し、管理者が点検を行うことで、不正なデータの複製や印刷の防止を図るとともに、データへのアクセスログを取得している。また、検疫PCについては昨年10月から全拠点での運用を開始している」旨の説明があった。

堀部委員長から「評価書に記載されたリスク対策を確実に実行していただきたい。また、機構においては、新ルールの有効性を検証し、十分に機能させていくとともに、全職員の意識改革をはじめ、組織全体のガバナンスの強化を行っていただきたい。さらに、厚生労働省においては、機構の取組に対して、的確に監督・指導を行っていただきたい」旨の発言があった。

今回の厚生労働省及び機構の説明内容を踏まえ、審査の手続を進めていくこととなった。

(2) 議題2：独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

阿部委員から「地方公共団体における独自利用事務の情報連携の活用については、今後とも創意工夫を行って積極的に利用できるように働きかけを行う必要がある。また、情報連携によって窓口での添付書類が不要になり、異動前の自治体まで書類を取りに行く手間を省くなど住民にとって負担が軽減されるというメリットを、地方公共団体から住民に十分説明されるよう働きかけていきたい」旨の発言があった。

堀部委員長から「独自利用事務の活用推進により、マイナンバー導入のメリットが発揮され、国民に実感いただけるよう、地方公共団体と連携して取り組んでまいりたい」旨の発言があった。

独自利用事務の情報連携に係る届出について、原案のとおり承認された。

以上